

通達甲（総. 会. 査1）第6号
平成16年4月30日
存 続 期 間

各 所 属 長 殿

総 務 部 長

警視庁会計監査規程の制定について

〔沿革〕平成29年3月通達甲（副監. 総. 企. 組）第6号改正

このたび、警視庁会計監査規程（平成16年4月30日訓令甲第14号。以下「規程」という。）が制定され、平成16年5月1日から施行されることに伴い、別添のとおり、警視庁会計監査等実施要綱（以下「要綱」という。）を制定し、平成16年5月1日から実施することとしたから、適正な運用に努められたい。

おって、警視庁会計監査実施要綱の制定について（平成8年3月8日通達甲（総. 会. 査1）第5号）は、廃止する。

記

第1 趣旨

警察の予算執行の適正化を一層推進するため、会計の監査に関する規則（平成16年国家公安委員会規則第9号）が平成16年4月1日に公布され、同日から施行された。

これに伴い、新たに規程及び要綱を制定し、警察内部における会計監査を充実強化することとしたものである。

第2 要点

1 規程関係

- (1) 会計監査の種類が定期監査及び随時監査と定められた。
- (2) 会計監査実施計画に定める事項について明示された。
- (3) 会計監査は、会計監査実施計画に従い、総務部長が行うこととされた。
- (4) 会計監査の実施の状況についての東京都公安委員会への報告は、定期監査及び随時監査終了後、速やかに行うこととされた。

2 要綱関係

- (1) 会計監査実施計画を所属長に通知することとした。
- (2) 会計監査の実施の状況を会計課長が総務部長に報告することとした。
- (3) 会計監査の結果に基づいて講じた措置結果を所属長が総務部長（会計課長経由）に報告することとした。
- (4) 所属監査における特異事項を所属長が総務部長（会計課長経由）に報告することとした。

別添

警視庁会計監査等実施要綱

目次

- 第1章 総則
 - 第1 目的
 - 第2 定義
 - 第3 会計監査実施計画の通知
- 第2章 会計監査の実施
 - 第4 実施
 - 第5 会計監査員の指定
 - 第6 会計監査の通知
 - 第7 会計監査の立会い
 - 第8 資料の提示又は提出
 - 第9 報告
 - 第10 所属長の措置
- 第3章 所属監査の実施
 - 第11 所属監査の種類
 - 第12 所属監査員の指定
 - 第13 所属定期監査
 - 第14 所属随時監査
 - 第15 所属長への報告
 - 第16 所属長の措置
 - 第17 指導教養

第1章 総則

第 1 目的

この要綱は、警視庁会計監査規程（平成 16 年 4 月 30 日訓令甲第 14 号。以下「規程」という。）に基づき、会計監査等の実施について、必要な細部事項を定めることを目的とする。

第 2 定義

この要綱において「会計責任者」とは、警察署にあつては会計課長（会計課長が置かれていない場合には、会計事務を担当する課長代理及び係員のうち最上位の職にある者）を、警察署以外の所属にあつては会計事務を担当する課長代理（課長代理が置かれていない場合には、係長又はこれに相当する者）をいう。

第 3 会計監査実施計画の通知

規程第 4 条の会計監査実施計画は、総務部長が所属長に通知するものとする。
なお、規程第 5 条により会計監査実施計画を変更した場合も同様とする。

第 2 章 会計監査の実施

第 4 実施

会計監査は、会計課長が実施するものとする。

第 5 会計監査員の指定

- 1 会計監査の監査員（以下「会計監査員」という。）は、警視庁会計監査室員とする。
- 2 会計課長は、必要により前 1 以外の会計課員の中から会計監査員を指定することができる。

第 6 会計監査の通知

会計課長は、会計監査を実施する場合は、関係所属長に必要事項を事前に通知するものとする。

第 7 会計監査の立会い

- 1 所属長は、会計責任者及び会計監査員が指定する職員を会計監査に立ち合わせるものとする。
- 2 各部（総務部を除く。）の庶務を担当する課の課長は、自所属の会計責任者又はこれに準ずる者を当該部内の所属の会計監査に立ち合わせるものとする。
- 3 監査項目に係る事務を主管する所属の長は、会計課長が必要があると認める場合には、自所属職員を当該会計監査に立ち合わせるものとする。

第 8 資料の提示又は提出

所属長は、会計監査員から会計監査上必要な資料の提示又は提出を求められた場合は、これに応ずるものとする。

第 9 報告

会計課長は、定期監査及び随時監査終了後、速やかに、会計監査の実施の状況を総務部長に報告するものとする。

第 10 所属長の措置

所属長は、総務部長から会計経理の取扱いの改善等必要な事項を指示されたときは、速やかに、改善等の措置をとり、その措置結果を総務部長（会計課長経由）に報告するものとする。

第 3 章 所属監査の実施

第 11 所属監査の種類

規程第 12 条の自所属の会計の監査（以下「所属監査」という。）の種類は、次のとおりとする。

- 1 所属定期監査
- 2 所属随時監査

第 12 所属監査員の指定

所属長は、次の者を所属監査の監査員（以下「所属監査員」という。）に指定するものとする。

- 1 警察署 副署長（島部警察署にあっては次長）
- 2 警察署以外の所属 庶務を担当する課長代理又はこれに相当する者

第 13 所属定期監査

- 1 所属定期監査は、毎会計年度 1 回、会計事務全般について行うものとする。
- 2 所属定期監査は、所属定期監査の当日現在において、前回の所属定期監査以降のものについて行うものとする。

第 14 所属随時監査

- 1 所属随時監査は、所属長が必要があると認める場合に行うものとする。
- 2 所属随時監査の項目は、所属長が指定する。

第 15 所属長への報告

所属監査員は、所属監査終了後、速やかに、実施結果を所属長に報告するものとする。

第 16 所属長の措置

- 1 所属長は、所属監査を実施した結果、改善等を要する事項があると認めた場合は、速やかに、必要な措置を講ずるものとする。
- 2 所属長は、所属監査において特異な事項を認めた場合は、速やかに、総務部長（会計課長経由）に報告するものとする。

第 17 指導教養

- 1 会計課長は、所属監査の実施要領について必要な事項の指導教養を行うものとする。
- 2 会計課長は、前 1 の指導教養を行うに当たって必要がある場合は、会計課員を所属監査に立ち合わせて実地指導を行うことができる。